

一般社団法人岩手県介護老人保健施設協会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、多年にわたり老人保健福祉に貢献し、その業績が顕著で他の模範となる一般社団法人岩手県介護老人保健施設協会（以下「協会」という。）の会員及び会員施設の代表者並びに職員等に対し、協会の最高表彰としてその功績を広く地域社会に顕彰し、保健・医療・福祉及び協会の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この賞を一般社団法人岩手県介護老人保健施設協会会長賞と称する。

(表彰の基準)

第3条 会長は、毎年4月1日現在において、次の各号の一に該当する者を表彰する。

- (1) 介護老人保健施設の代表者又は職員等として10年以上（老人保健施設に勤務）業務に精勤し、かつ信望もあり、功績が顕著である者（但し、職員等については役付き者で主任以上とし、年齢は満41歳以上とする。）
- (2) 老人保健福祉に貢献する研究・発明・発見・考案・工夫等を行った者
- (3) 災害・事故等の発生時に、危険を顧みず身を挺して職責を尽した者
- (4) 協会加入期間が15年以上に達した団体
- (5) 協会の役員として10年以上在職した者
- (6) その他会長が特に必要と認めた者及び団体

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状又は感謝状を授与して行う。

- 2 前項の表彰状又は感謝状には、必要に応じて副賞を添えることができる。

(表彰の推薦)

第5条 本協会の会員は第3条による表彰を受ける事が適当であると認める者がいるときは、会長に推薦することが出来る。

- 2 提出書類には、推薦書（様式1）、功績調書（様式2）及び履歴書（様式3）を添付し、協会事務局（以下「事務局」という）に提出すること。
- 3 提出後、その身分に異動があった場合又は表彰にふさわしくない事故等が生じた場合は速やかに事務局へ連絡すること。
- 4 会員施設からの推薦者数は1施設1名以内とする。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、毎年1回、岩手県介護老人保健施設大会において行う。ただし、会長及び役員会が特に授与の必要と認めた者についてはその限りではない。

(表彰の公示)

第7条 被表彰者の氏名・功績等は、協会機関誌「老健いわて」に公示する。

(表彰審査会)

第8条 協会に表彰審査会（以下「審査会」という）を置く。

- 2 審査会の委員は11以内人とし、会長がこれを委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。
- 4 委員長は、委員の中から会長がこれを委嘱する。

- 5 審査会は、会長の諮問に応じ、第3条に掲げる表彰について審査し、被表彰者の選考を行い、会長に答申する。

(表彰の決定)

第9条 会長は、答申された被表彰者について役員会の承認を得て決定する。

- 2 前条で決定した被表彰者については、当該年度の予算額に配慮し、その被表彰者の人員数を制限することができる。
- 3 被表彰者の制限については、毎年1団体及び個人については5名以内とする。

(表彰の制限)

第10条 次に掲げる者は、表彰しない。

- (1) 老人保健福祉に関する功績により、叙勲・褒章及び岩手県保健医療表彰、全国老人保健施設協会会長表彰並びに厚生労働大臣表彰を受けた者
- (2) 表彰日以前において懲戒処分を受けた者
- (3) 刑事事件に関し起訴された者
- (4) 上記に掲げる者のほか、表彰することが適当でないと認められる者

(岩手県保健医療表彰候補者の推薦基準)

第11条 会長は、協会会長表彰を受賞した者の中から岩手県保健医療表彰に関わる候補者の推薦を行うことができる。

- 2 前項の推薦は、審査会での選考を経て、会長がこれを行う。
- 3 岩手県保健医療表彰に関わる候補者の推薦は、保健・医療に関し、顕著な功績があったものであって、次の各号の一に該当する者の中から行う。
 - (1) 協会表彰規程第3条各号により表彰を受けた者であって岩手県保健医療表彰実施要綱第2条第1項第1号から第7号に該当するもの
 - (2) 岩手県保健医療表彰候補者選考基準に該当する者
 - (3) 年齢が当概年4月1日現在で50歳以上であるもの
 - (4) 前3号の規定にかかわらず、会長が特に必要であると認めた者についてはこれを推薦することができる

(全老健会長表彰候補者等の推薦基準)

第12条 会長は、協会会長表彰を受賞した者の中から全老健会長表彰に関わる候補者の推薦を行う事ができる。

- 2 前項の推薦は、審査会での選考を経て、会長がこれを行う。
- 3 全老健会長表彰に関わる候補者の推薦は、老人保健福祉に関し顕著な功績があった者であって、次の各号の一に該当する者の中から行う。
 - (1) 協会表彰規程第3条各号により表彰を受けたものであって、社団法人全国老人保健施設協会表彰規程第2条第1項第1号から第6号及び同規程実施細目第2の(1)から(6)に該当する者
 - (2) 年齢が当該年4月1日で満50歳以上である者。
 - (3) 前2号の規定にかかわらず、会長が特に必要であると認めた者及び団体についてはこれを推薦することができる。

(厚生労働大臣表彰候補者等の推薦基準)

第13条 会長は、協会会長表彰及び全老健会長表彰を受賞した者の中から厚生労働大臣表彰に関わる候補者の推薦を行う事ができる。

- 2 前項の推薦は、審査会での選考を経て、会長がこれを行う。
- 3 厚生労働大臣表彰に関わる候補者の推薦は、老人保健福祉に関し顕著な功績があった

者であって、次の各号の一に該当する者の中から行う。

- (1) 介護老人保健施設事業功労者厚生労働大臣表彰実施要領推薦基準に該当する者
- (2) 年齢が当該年4月1日で満50歳以上である者。
- (3) 前2号の規程にかかわらず、会長が特に必要であると認めた者及び団体については、これを推薦することができる。

(規程の改廃)

第14条 この規程は、協会役員会において改廃するものとする。

(表彰の事務)

第15条 表彰に関する事務は、協会事務局において行う。

(実施細目)

第16条 この規程に定めるもののほか、規程の実施について必要な事項は、役員会の承認を得て会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年9月1日作成し、平成21年4月1日に遡及し、施行する。

附 則

従前の表彰については、岩手県介護老人保健施設協会表彰規程を準用する。